

「地盤情報の高度な利活用に向けて」 提言のポイント

地盤情報は、地形情報等と同様に国土の利用、開発および保全に資する重要な基本情報であり、極めて公共性が高いものであると考えられ、広く提供されることは、国民にとって非常に有益である。

地盤情報の集積と提供の意義

地盤情報の精度向上や効率化
地盤情報利用の利便性・信頼性・付加価値・機動性の向上
地盤情報の利活用の分野
・社会資本の整備・管理
・地震防災・斜面防災
・環境保全
・学術研究・教育

地盤情報の集積と提供の基本的考え方

広く一般国民に地盤情報が共有されるよう努める
地盤情報は、民間や民地の地盤情報を含め幅広く面的に集積、提供されるよう努める
適切な地盤情報の更新と管理を実施
地盤情報の高度利用を可能とする形式・内容
迅速性、容易性を有したシステム（インターネット）を構築
地盤情報の利用に関する知識の普及に努める

国土交通省として取り組むべき集積と提供

「港湾版土質データベース」と「TRABIS」とを集約した地盤情報提供システムを早急に構築し、**信頼性の高い地盤情報を原則として無償で提供**する。

継続的かつ効率的に地盤情報を提供するシステムを構築する。データ更新や維持管理の仕組みを構築する。

提供する地盤情報は、再利用のニーズの高いボーリング柱状図や土質試験結果一覧表などを優先し、地盤情報の高度利用が可能なデータ形式や内容とする。

提供する地盤情報を信頼性の高いものとするため、品質確認をおこなう。

地盤情報の閲覧方式は国民にもわかりやすいものとするとともに、**インターネットでも閲覧可能なシステムを構築**する。データの原本性の確保に努める。経時変化する地盤情報があることなど留意点を明記する。

地盤情報の集積、提供に当たっては個人情報の保護や著作権等の問題について十分留意する。

国土交通省と関係機関との連携

国土交通省のデータには地域的偏りがあるため、これを補うために、(社)地盤工学会や各協議会と協力し、全国的に国の機関をはじめとした関係機関(公共機関、学会、協議会等)に対し、国土交通省が中心となって連携を働きかける。

地盤情報の利活用への期待

国土地理院を中心に整備される基盤地図情報の上に地盤情報を重ね合わせ、地理空間情報のプラットフォームを構築することで、効率的に地盤情報を広く一般に提供することが可能となり、そこから学術分野や理科教育にはもちろんのこと、建設分野以外の**新しい地盤情報ビジネス(例えば、土地評価、土地資産管理、地震損害保険等)**での利活用も期待され、国民の生活や行政に幅広く貢献できる。